

1. 「男性版産休」新設～改正育児・介護休業法など成立～

今国会で成立した改正育児・介護休業法では、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後に取得できる、新しい育児休業制度も設けられました。新制度は、2回までの分割取得が可能で、労使協定を締結し、労働者と事業主が個別に同意している場合には休業中の就業も一定程度可能とするなど、柔軟な制度となっています。企業には対象社員に取得を働きかけるよう義務づける、子育てしやすい就労環境を整え、少子化の進行に歯止めをかける狙いがあります。詳細は今後省令等において明らかとなりますが、来年4月以降、順次導入されることとなります。

令和元年度の厚生労働省の調査では女性の育児休業取得率 83%に対し男性は 7.48%と大きな差がありましたが、この差が、女性が出産・育児を理由に退職する原因となり、母親だけの「ワンオペ育児」の問題等も出てきました。一方、2019年の調査(20～40代の男女、ゼネラルリサーチ社)では、男性も「可能なら取得したい(57.4%)」と回答しています。そして、コロナ禍により共働きの夫婦がともに自宅でテレワークを行う機会が増えたことも影響してか、以前にもまして育児に参加をしたいと考える男性が増えています。企業において改正対応を検討するタイミングはまだ少し先となりますが、昨今の変化を踏まえると、今から育児休業を取得しやすい環境を整備しておくことは、若手人材の募集や定着を促す意味でも、効果が期待できそうです。

厚生労働省では、男性社員の育児休業取得 5 日以上で「両立支援等助成金」が、更に東京都の事業所で 15 日以上育児休業を取得すると「働くパパママ育休取得応援奨励金」の上乗せ助成金が受けられる可能性があります。男性の育休取得率を高め、女性の活躍推進を後押しにもなりますので、これらを利用して男性育休制度をご検討してみてくださいはでしょうか。



2. ワクチン接種による休暇や労働時間の扱い

新型コロナウイルス感染症のこれ以上の蔓延防止の切り札と言われるワクチン接種がかなりすすんできました。これを書いている6月中旬の時点で東京大手町の大規模接種会場には予約の空きもだいぶあるようで、対象者を広げる検討も進んでいるようです。64歳以下へ対象が広がれば現役就労世代がワクチン接種をおこなうわけですが、労働者の中には就業時間内に接種を行いたいという申し出をする人も考えられます。また、労働者に早めにワクチン接種を受けてほしいと考える会社も多いのではないかと思います。

このワクチン接種を受けていて会社を抜けている時間を有給とする必要があるかについて考えると、かならずしもそうではありません。もちろん労働者が自分で年次有給休暇をとってワクチン接種に行く分には何も問題ありませんが、そのことで年休を消化したくないと考える労働者もいることでしょう。

厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)令和3年6月11日時点版」にこのことに関する厚生労働省の考え方が出ています。このQ&A問20によれば会社が年次有給休暇とは別にワクチン接種のための勤務時間中の中抜けや接種の後の発熱などの症状が出たときのために特別の休暇制度を作る場合の注意点が書かれています。厚生労働省のとしてはこの対応は「望ましいもの」として「一般的に労働者に不利益なものではないため就業規則の変更を伴うものであっても変更後の就業規則を周知することで効力が発生する」と書いています。労使間で話し合ってから就業規則を変更することを求めており、会社と労働者で決める分には問題ないという姿勢であまり踏み込んで述べてはいません。厚生労働省としては労働者のワクチン接種を会社が有給をもって配慮しろとまでは言っていないようです。

● 編集後記 ●

緊急事態宣言で延期されていた「鳥獣戯画展」に行きました。京都 高山寺の国宝「鳥獣戯画」は擬人化した動物たちや人びとの営みを墨一色で躍動的に描いた作品です。今回は全4巻が一度に展示される貴重な機会。動く歩道に乗って鑑賞するなど、密を避ける工夫が施されていました。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部メンバー): 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡